

千葉県警察官給貸与品取扱規程

昭和32年6月10日
本部訓令第3号

〔沿革〕	昭和33年6月本部訓令第10号	昭和35年3月本部訓令第3号
	昭和35年8月本部訓令第14号	昭和38年11月本部訓令第19号
	昭和47年4月本部訓令第8号	昭和48年4月本部訓令第9号
	昭和51年5月本部訓令第8号	昭和59年5月本部訓令第8号
	昭和62年1月本部訓令第1号	平成2年11月本部訓令第16号
	平成7年1月本部訓令第3号	平成12年4月本部訓令第13号
	平成14年11月本部訓令第32号	平成19年9月本部訓令第19号
	平成28年9月本部訓令第26号	

千葉県警察官給貸与品取扱規程を次のように定め、昭和32年7月1日から施行する。

千葉県警察官給貸与品取扱規程

(目的)

第1条 この訓令は、千葉県警察基本条例（昭和29年千葉県条例第25号。以下「条例」という。）の規定に基づき、及び条例の規定を実施するため、警察官に支給する被服及び貸与する装備品（けん銃、たま及び附属品を除く。以下同じ。）の取扱に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(支給品の支給期)

第2条 条例第12条第1項より第3項までに規定する支給品（以下「支給品」という。）の支給は、新たに警部補以下の階級の警察官に採用された者及び警視又は警部の階級に初めて任命された者に対してはその採用又は任命のとき、現に警察官である者に対してはその者に支給されている支給品の使用期間満了の翌月に、それぞれ行うものとする。ただし、支給品の滅失、き損その他特別の事由がある場合は、この限りでない。

(支給品の使用期間の計算)

第3条 支給品の使用期間は、支給した日の属する月から起算し、暦により、月をもつてこれを計算する。ただし、冬帽子、合帽子、夏帽子、冬活動帽子、合活動帽子、夏活動帽子、冬服、合服、夏服、冬活動服、合活動服、冬ワイシャツ、合ワイシャツ、冬ネクタイ、合ネクタイ、冬活動ネクタイ及び合活動ネクタイの使用期間については、これらの被服を着用しない月を除くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、停職、休職又は療養を命ぜられた者に支給されている支給品については、その者が停職、休職又は療養を命ぜられた期間は、当該支給品の使用期間に算入しないものとする。

(支給品の保存)

第4条 支給品のうち、冬帽子、合帽子、夏帽子、冬活動帽子、合活動帽子、夏活動帽子、冬服、合服、夏服、冬活動服、合活動服、防寒服、雨衣、冬ワイシャツ、合ワイシャツ、冬ネクタイ、合ネクタイ、冬活動ネクタイ及び合活動ネクタイ（以下「制服等」という。）については、使用期間の満了後においても、次表左欄に掲げる制服等に応じて同表右欄に掲げる予備数を保有及び使用することができる。

なお、自費購入した制服等についても支給品とみなす。

品目		予備数
制帽	冬帽子	1
	合帽子	1
	夏帽子	1
活動帽	冬活動帽子	1
	合活動帽子	1
	夏活動帽子	1

制服	上衣	冬服	2
		合服	2
		夏服	10
	制服ベスト (女性警察官)	冬服	2
		合服	2
		夏服	2
	下衣	冬服	5
		合服	5
		夏服	5
活動服	冬活動服	2	
	合活動服	2	
防寒服	上衣	1	
	下衣	1	
雨衣	上衣	1	
	下衣	1	
制服用ワイシャツ	冬ワイシャツ	5	
	合ワイシャツ	5	
制服用ネクタイ	冬ネクタイ	5	
	合ネクタイ	5	
活動ネクタイ	冬活動ネクタイ	5	
	合活動ネクタイ	5	

(貸与品の貸与期)

第5条 条例第12条第5項に規定する貸与品(けん銃、たま及び附属品を除く。以下「貸与品」という。)の貸与は、新たに警察官に採用された者に対してはその採用のとき、現に警察官である者に対してはその者に貸与されている貸与品が滅失又はき損のため使用不能となつたときに、それぞれ行うものとする。

(特殊の被服等の貸与等)

第6条 条例第12条第6項の規定に基き、次表左欄に掲げる者に対しては同表右欄に掲げる特殊の被服及び装備品(以下「特殊の被服等」という。)を貸与する。

(所属貸与品)

勤務の態様別	品目及び員数	
音楽隊員	演奏服(冬、合、夏用(長袖・半袖))	各1着
	演奏帽(冬、合、夏用)	各1個
	演奏服用肩章(冬、合、夏用)	各1個
	演奏服用飾緒(冬、合用)	各1個
	演奏服用ネクタイ(冬、合用)	各2本
	短靴(白色、黒色)	各1足
	隊長章	1個
	隊員章	2個
	作業服	1着
	屋内用シューズ(白色、黒色)	各1足
	ベルト(白色、青色)	各1本
看守勤務員	シューズ	1足
捜査業務火災現場業務保安 関係業務従事員	作業服(長袖、半袖)	各1着
	作業帽	1個
	長靴	1足
自動車警ら隊交通機動隊等	車両整備用作業服	1着

車両整備業務従事員		
機動隊員	防炎出動服	1 着
	防炎略帽	1 個
	防炎マフラー	1 本
	階級標識（警部以上）	1 個
	階級標識（警部補以下）	2 個
レンジャー業務従事員	作業服	1 着
	作業帽	1 個
	安全靴	1 足
	革手袋	1 双
爆発物処理業務従事員	作業服	1 着
	作業帽	1 個
	革手袋	1 双
交通警察官	夜光服	1 着
	交通帯革	1 組
	夜光交通腕章	1 個
	交通日おおい	1 枚
	白あごひも	1 本
	警笛つりひも	1 個
白バイ乗務員	交通乗車服（冬服、冬服（防寒機能付き）、合服及び夏服）	各 1 着
	乗車用ヘルメット	1 個
	乗車靴	1 足
	腹帯	1 個
	乗車用手袋（冬、夏及び夜間用）	各 1 双
	マフラー	1 枚
	防じん眼鏡	1 個
	防じんマスク	1 個
交通機動隊員等 （白バイ乗務員を除く。）	交通乗車服（冬服、冬服（防寒機能付き）、合服及び夏服）	各 1 着
	乗車用ヘルメット	1 個
	乗車靴	1 足
自動車運転免許試験員	冬服	1 着
	合服	1 着
	夏服	1 着
	帽子（冬、合、夏用）	各 1 個

（個人貸与品）

対象者	品目及び員数	
警察官	出動服	1 着
	略帽	1 個

- 前項に定める場合のほか、警備実施に当る者に対しては、警備実施上必要がある場合においては、出動用略帽及び出動服を臨時に貸与するものとする。
- 本部長は、必要があると認める場合は、前各項に定める場合のほか、必要な特殊の被服等を貸与することができる。
- 前各項に定める特殊の被服等は、貸与を受ける者の所属長に対して交付し、貸与を受ける者に対しては、所属長からこれを貸与するものとする。
- 第 1 項から第 3 項までの規定に基き特殊の被服等の貸与された者は、貸与の事由となつてい

務を解かれた場合は、貸与されている特殊の被服等をすみやかに所属長に返納しなければならない。

(返納品の給貸与)

第7条 支給品を支給し、又は貸与品若しくは、特殊の被服等を貸与する場合、必要により返納品を支給し、又は貸与することができる。

(給貸与品の適正取扱い)

第8条 警察官は、支給又は貸与された被服及び装備品の取扱いを適正にし、これをみだりに改造若しくは譲渡してはならない。

2 所属長は、職員が現に保有している給貸与品の数を当該職員に定期的に点検させなければならない。

(滅失、き損した場合の措置)

第9条 警察官は、使用期間の満了しない支給品又は貸与品若しくは特殊の被服等の全部又は一部を滅失し又はき損した場合には、直ちにその旨を所属長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた所属長は、その事情を調査し、事実を明らかにして給貸与品交付(交換)申請書(別記第1号様式)を本部長に提出しなければならない。

(支給品の返納)

第9条の2 警察官は、条例第12条第1項又は同条第2項の規定に基づき、制服等の支給を受けた場合は、第4条に規定する予備数を超える制服等を所属長に返納しなければならない。

(支給品の回収等)

第9条の3 所属長は、前条の規定により返納を受けた制服等については、制服等回収報告書(別記第1の2号様式)及び個人別回収明細書(別記第1の3号様式)を添えて、これを総務部装備課長(以下「装備課長」という。)に返納しなければならない。

2 装備課長は、前項の規定により返納された制服等について、返納を受けた日から15日以内に焼却、裁断等により原型をとどめないように処分しなければならない。ただし、損耗が軽度で使用可能なものについては、総務部装備課において保管することができる。

(退職者等の給貸与品の返納手続)

第10条 条例第13条第1項の規定に基き、警察官が失職し、退職し、休職を命ぜられ、又は臨時待命を命ぜられ若しくは承認された場合に返納しなければならない支給品(第4条の規定により保存中の制服等を含む。)及び貸与品については、それぞれ返納の事由が生じた日から3日以内に、男性警察官にあつては給貸与品返納書(別記第2号様式(その1))、女性警察官、交通巡視員及び少年補導専門員にあつては給貸与品返納書(別記第2号様式(その2))を添え、所属長に返納しなければならない。

2 条例第13条第2項の規定に基き、警察官が死亡した場合に返納される支給品及び貸与品については、前項の規定に準じ、所属長は、その者の家族をして返納させ、又は自ら返納に必要な措置を講じなければならない。ただし、殉職に係る場合等特別な事由があり、家族からの制服等記念保存承認願(別記第2号様式(その3))の申請に基づき本部長が承認した場合は、申請に係る制服等を回収しないものとする。

3 所属長は、前2項の手続により返納品を受領した場合は、その品目及び員数を点検し、給貸与品返納書を添え、これをすみやかに本部長に返納しなければならない。

4 装備課長は、前項の手続により本部長に返納された品目のうち、使用期間を満了した制服については、第9条の3第2項の規定に準じて処理しなければならない。

(療養者の給貸与品の保管等)

第11条 長期3か月以上の療養を命ぜられた者は、制服等(第4条の規定により保存中のものを含む。)及び貸与品の一部について給貸与品保管申請書(別記第3号様式)を添え、所属長にその保管を申請しなければならない。

2 所属長は、前項の申請があつた場合は、品目及び員数を点検しこれを良好に保管しなければならない。

3 所属長は、第1項の療養者が療養の解除を命ぜられた場合は、保管中の給貸与品をその者に返付しなければならない。この場合、給貸与品保管申請書の下欄に返付年月日を記し、押印するものとする。

(停職者の給貸与品の回収)

第12条 所属長は、停職を命ぜられた者については、その停職期間中その者の制服等（第4条の規定により保存中のものを含む。）及び貸与品を回収し、これを保管しなければならない。この場合、給貸与品回収報告書（別記第4号様式）を作成するものとする。

2 前項の停職者が停職の解除を命ぜられた場合の回収品の措置については、前条第3項の規定を準用する。

（特殊被服等交付状況）

第13条 装備課長は、特殊の被服等を支給したときは、千葉県警察の装備に関する訓令（昭和39年本部訓令第16号）に規定する装備管理システムにより、その支給状況を明らかにしておかなければならない。

以下様式等省略